

Japan チャレンジプログラム中間評価について

平成 20 年 8 月
化学物質安全対策室

既存化学物質の安全性情報収集を官民連携により推進している「Japan チャレンジプログラム」について、本年6月に開催された同プログラム推進委員会における助言等及びパブリックコメントで頂いた意見を踏まえ、厚生労働省、経済産業省及び環境省は、中間評価を取りまとめた。中間評価においては、これまでの進捗状況を踏まえ、プログラム全体の総括、国及び事業者の取組に関する総括と課題の抽出を行うとともに、今後の取組の方針が示された。

1. Japan チャレンジプログラムの概要と進捗状況

- Japan チャレンジプログラムは、既存化学物質に対し、平成 20 年度までに優先して安全情報を収集・発信すべきとされた「優先情報収集対象物質」（国が 645 物質を選定）についての安全性情報の収集及び発信を行うもの。情報の収集に当たっては、産業界と連携して取り組むこととなっており、OECD等の海外の取組等による安全性情報の収集予定がない物質については、事業者の自発的意志によるスポンサー協力を求めている。
- 優先情報収集対象物質のうち、海外のプログラムにおいて情報収集が行われている物質が、平成 20 年 6 月時点で 532 物質であり、国内のスポンサー募集の対象となるものが 126 物質（海外で情報収集が行われているが、スポンサー登録された 13 物質を含む。）となっている。このうち、89 物質、また、優先情報収集対象物質リスト外の 3 物質についてもスポンサー登録があったため、合計 92 物質について、108 の企業・団体からスポンサーとしての参加・協力が得られている。
- 本プログラムは、外部有識者等からなるプログラム推進委員会において、助言等を得つつ進めることとしており、本年 6 月 11 日には第 5 回推進委員会が開催され、本プログラムの中間評価（案）について御議論いただいたところ。さらに、7 月 8 日から 8 月 6 日にかけて実施したパブリックコメントを踏まえ、平成 20 年 8 月 25 日付で中間評価を取りまとめた。

2. 中間評価の内容について

(1) プログラム全体の評価

○産業界と国の連携によるプログラムの推進、政府部内における連携の強化、国際的な取組との協調、収集情報の一元管理・公表という点において、当初の提案より遅れが見られるものの進展している。本プログラムは全体として適切な枠組みであった。

(2) 事業者及び国の取組の評価

A) 事業者の取組

- プログラムの趣旨・目標について事業者（産業界）から多くの理解と賛同が集まっており、多大なコスト負担の可能性があつたにもかかわらず、スポンサーとしての適切かつ妥当な協力がなされてきた。
- プログラム開始後3年を経過した時点において、スポンサー未登録物質が残っていることや、安全性情報の収集が終了して報告書が提出された物質が少数に留まっていることについては、自主的取り組みのインセンティブが働かないこと等のプログラムの問題点であるとの指摘もあり。
- スポンサー未登録物質については、事業者としても、更なる協力の可能性について引き続き検討を行うことが必要。 等

B) 国の取組

- 国は、政府内及び事業者との連携の下、必要な取組を行った。
- 情報については、当初提案の期間内（今年度末）に収集・発信を終える見込みに至っていない。期限を再設定し、計画的に情報の収集・発信を行うことが必要。
- 平成20年5月に公開された3省共同の化審法データベース「J-CHECK」の改良、優先取組物質リストの作成に当たっての製造・輸入量の正確な把握方法等の検討など、自主的な取組を促す前提としてのリストの作成方法の検討が必要。

(3) 今後の進め方

- 国は、優先度を勘案しつつ、平成21年3月末までは引き続きスポンサー獲得に向けた働きかけを継続。平成21年3月末時点でスポンサー未登録物質があれば、スポンサー登録の受付は継続しつつ、必要な対応を検討。
- J-CHECK（データベース）については、国が行った既存点検の試験結果等の更なる情報の充実を図るとともに、ユーザーの利用しやすさの面から改善。
- 本プログラムにより得られた安全性情報について、海外に向けた情報発信の強化・OECDプログラムへの貢献。
- 本プログラムにより得られた安全性情報について、平成24年度中を目途に、国が各化学物質の有害性評価を実施。このため、国はスポンサー企業に対しては、安全性情報収集報告書を出来る限り早期に、遅くとも平成23年度中に提出するよう協力を依頼するとともに、計画書・報告書草案の国による確認作業の加速化に努める。
- 来年4月以降の取組については、Japan チャレンジプログラムの経験と成果を十分に踏まえ、化審法見直しの検討状況を見つつ検討。その際、新たに高生産量となった物質を考慮するとともに、必要に応じて無機化学物質の扱い、リスクの観点も踏まえた優先順位付け等の改善の余地あり。